

Issues of ICU

Volume 2

ICUと世界人権宣言

— 学生宣誓は何を意味するか —



長（武田） 清子

International Christian University

表紙図: W. M. ヴォーリス (ヴォーリス建築事務所、現在、一粒社ヴォーリス建築事務所) による大学本館のデザインスケッチ (1950年) 彼の設計に従って元来零戦開発のための研究所であった建物が、キリスト教の知的拠点、平和と学究の建物へと改築された

ISSUES OF ICU

Volume 2

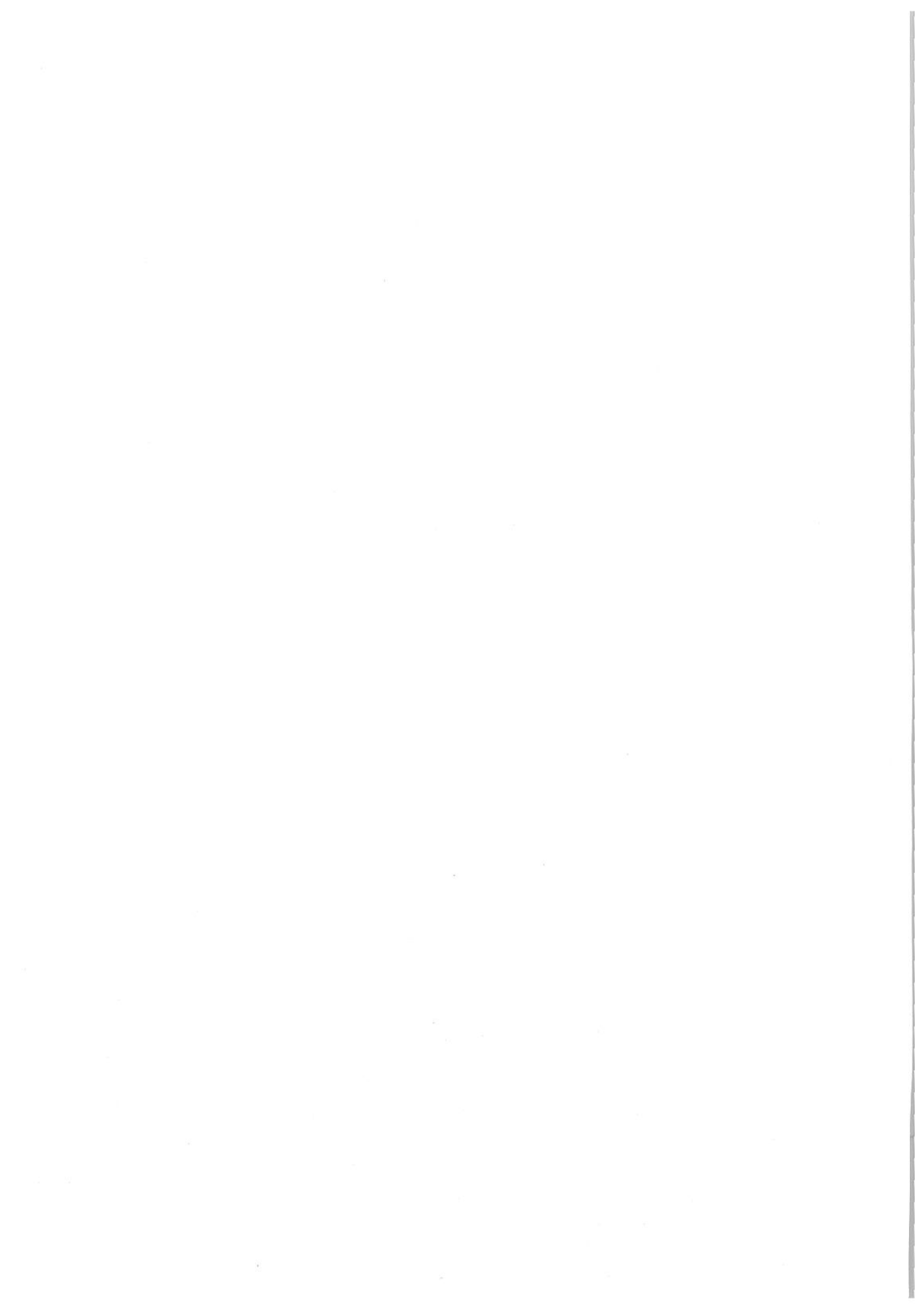
ICU と世界人権宣言

長 (武田) 清子

International Christian University

Tokyo, Japan

March, 2003



“ISSUES of ICU” 創刊のことば

2003年にICUは開学50周年を迎える。この記念すべき時を迎えるに際して、ICUは自らの原点を再確認して、新しい世紀におけるその使命を銘記しなければならない。

周知のようにICUの理念とその実践は日本社会における実験であり、今日も実験は継続中である。それを有効に遂行するためには、ICUは自らの歴史と現在の諸問題を絶えず確認し、討論を重ねつつ前進する必要がある。その課題に答える一助として、ここにシリーズ「ISSUES of ICU」を創刊する。本シリーズはICUの先人が残した貴重な歴史的資料を復刊するが、ICUの今日の課題を見据えて未来を展望した今日の関係者の論説をも紹介する。これらが本学の構成員において省察材料として役立つばかりでなく、本学に関心と期待を寄せ下さる学外の多くの方に対しても、いささかなりとも寄与できるならば幸いである。

2002年12月25日

学長 絹川正吉

“ISSUES of ICU” 刊行予定

- 1.* Hachiro Yuasa, et al. “The Ideals of ICU”
- 2.* 長清子『ICUと世界人権宣言』
3. 川田殖ほか『ICUの理念の成立と現実の諸問題』
4. 『ICUのキリスト教理念』(ICUのキリスト教理念検討委員会報告書)
5. 並木浩一『キリスト教は大学においてなお意味を持ちうるか』
6. Hallam C. Shorrock, Jr. “The prewar legacy and postwar epiphany of ICU”

(*は既刊、以下続刊)

目次

解説.....	絹川 正吉	7
ICU と世界人権宣言		9
われわれにとっての大学		20

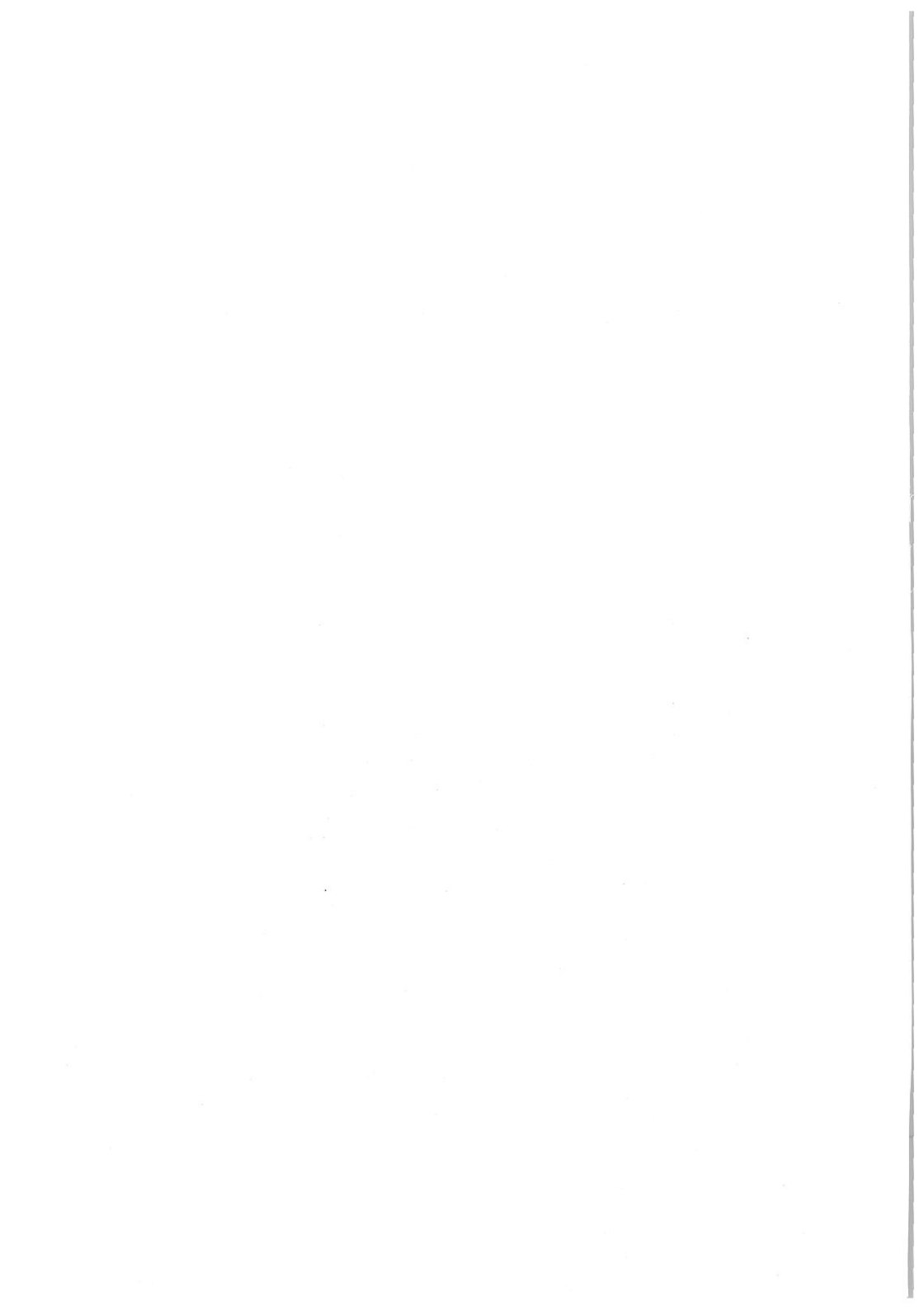
解説

ISSUES OF ICU 第2号には、長（武田）清子 ICU 名誉教授の旧稿を2篇集録した。その第1篇「ICUと世界人権宣言～学生宣誓は何を意味するか～」は「1964年ICUオリエンテーション委員会」編纂の小冊子『大学の理念とICUの教育』から引用した。その頃は、学生会と大学が協力して、新入学生のオリエンテーションを行なっていて、そのための資料として上記の小冊子が編集されたのである。

ちなみに、同小冊子の目次を以下に紹介する。

- はしがき (学生指導副学長 日高第四郎)
- 現代日本における大学の意味と責任 (学長 鶴飼信成)
- 世界人権宣言 (全文)
- ICUと世界人権宣言～学生宣誓は何を意味するか～
(教授 長清子)
- 学問研究の場であるICUにおけるCの意味
(教授 神田盾夫)
- International Christian University (Dr. Maurice E. Troyer)
- 一般教育の目的と意義 (教授 篠遠喜人)
- 新しくICU生となった若い友へ (講師 高山 晟)

オリエンテーション委員会の活動は、1960年代末の大学紛争の影響で、中止になり、代わりに入学式記念講演が行われるようになった。本号に収録した長清子名誉教授（当時の大学院部長）の講演は、大学紛争の経験から、改めて大学とは何かという問いかけがなされている。その時代における貴重な発言である。(学長 絹川正吉)



ICU と世界人権宣言

——学生宣誓は何を意味するか——

国際基督教大学 (以下 ICU と略称) では入学式において「学生宣誓」(student pledge) に署名することを求められる。ところが、私が幾人もの学生たちから訴えられたことは入学式の席で突然「これに署名せよ」と言われると、その意味を十分に検討するひまもなく、しかも、署名しないで入学を取消されると、せっかく入試の難関を突破したことが無駄になると思い、割切れない気持のまま署名してしまった——ということである。そこで、今年は新入生の皆さんに前もって「学生宣誓」の意味をよく理解して来てもらうことにしたいというのが、Freshman Orientation 実行委員会の諸氏の意見である。私はこうした配慮は非常に大切だと思い、求められるままに、「学生宣誓」は何を意味するのか、その中に重要な位置を占めている「世界人権宣言」はICUの目的と理想にとってどういう意義をもってかかわるのか——ということについて、私見を述べたいと思う。

私は、今日の日本の大学には「理想」が失われているように思う。「理想」などということがむしろ、何か気恥ずかし

い骨董品のようなものとなっている感がなくもない。若い人たちは早くより損得の見分けに長け、自分に得にならないものには関心を持たないように自らを訓練し、社会に出て最も有効に有利な地位を獲得するために合理的な道すじを計画立てて大学を選択し、入学するという場合が多い。そういう場合、大学は彼の立てた人生目標とそれにむかって彼を導く上に最も合理的に奉仕するものであるか否かが必要問題なのであって、大学の理想などというものは昔の角帽の徽章ほどの意味もないということになるかもしれない。ICUに入学した新入生諸君にしても、入試の面接の時にいろいろICUのよい点への讃辞を並べたのとは別に、それぞれの打算的思惑があるかもしれない。私は今日のような社会状態とせちがらい入学難の時代に学生が打算的になることは無理もないことであってそれを特に悪いとは思わない。

しかし、個々の学生諸君が、それぞれにどのような動機と思惑で入学したにせよ、ICUに入った以上はここでちょっと立ち止まって、国際基督教大学という大学はどういう目的と理想とに立ち、どういう人間を形成しようとする大学なのかということを私共と一緒に考えてもらいたいと思う。この大学はその目的と理想とを本当の意味で大切にする大学であり、教授も学生も大学の現実がその目的と理想とにふさわしい大学形成がなされつつあるかということに関しては、常に遠慮のない、そして、きびしい問いかけをしあう大学だからである。私共はこの大学の目的や理想を「空手形」にすることは許されない。だから何がそれであるかをよく理解し、不可解な点があれば入学以前でも以後でも誰にむかってでも問いかければよいし、不適當なところがあれば訂正、ないし、改良すればよい。誰も無関心にすりぬけることは許されな

い。

入試の面接の時、ある元気な、そして、真面目そうな学生にICUについての批判は？ ときくと、この大学の学生には何かエリート意識が強いような気がすると言った。それが悪い特権意識なら脱皮しなくてはならない。しかし、自分たちの学ぶ大学の目的や理想に誇るところありそれにふさわしく自己を形成しようと追求する若者としての謙虚な精神にささえられたプライドがその眼を輝かせているなら、そのような誇りこそ私は今日の日本の大学生に持ってもらいたいものだと思う。

前置きが長くなったが、私はICUの目的と理想とを「学生宣誓」に限定し、特に、「世界人権宣言」との関係に重点をおいて考えてみたいと思う。

「学生宣誓」は本学の目的と理想との実現のために、まず、「世界人権宣言の原則にたつ」ことをうたっている。それはどういうことを意味するのであろうか？ 「世界人権宣言」がどのような課題を担うものとして、どのようにして成立したか——の問題から取上げることにしよう。

1948年12月10日、国際連合総会において採択された「世界人権宣言」は、ルーズヴェルト夫人を委員長とする人権委員会が世界各国の憲法や人権に関する異った思想を総合しつつ、また、各国の政府や諸機関の批判や意見を取り入れながら、非常な苦勞を重ねて作成したものである。それは、明日にむかって世界の人類が共通に確保してゆくべき「人権」の内容を「宣言」として採択し、世界中の人々によびかけた歴史的な人権宣言であった。これは、人権を踏みにじる幾多の悲惨をもち来させた、かの第二次世界大戦の終局にあたり、全人類に新しい決意を迫るものとして、この宣言の採択は、

最も重要な出来事だったといっても過言ではないと思う。

しかも、この「世界人権宣言」はただ単にその作成に当たった人権委員会の創造によるものというよりも、長い歴史を通して人類が血と労苦とをもって闘いとして来た人権思想、諸々の人権宣言の集大成であり、その成果だといっていいであろう。それでは、どのような人権思想がその背景をなしているのでしょうか？ 皆さんも既に歴史や社会科で学ばれたように、第1に、19世紀に人類は人権宣言、すなわち、自由権の人権の宣言を行った。それは、イギリスのマグナ・カルタやアメリカの独立宣言やフランス革命の人権宣言などに明らかに見られるように、個人の権利は国家から侵害ないし制限されないという自由の権利であった。フランス革命の人権宣言はアメリカの独立宣言やアメリカ諸州の権利章典、あるいは、人権宣言を模範にしたものだといわれているが、ことに、フランス革命の人権宣言は自由平等の原則と罪刑法定主義と所有権の不可侵性との三つを基礎的なものとするのに特色がある。その後、19世紀を通じて、民主主義諸国の憲法にひろく基本的人権の規定がおかれるようになったのであった。

このように19世紀の人権宣言が自由権の人権宣言、すなわち、シヴィル・ライツ (civil rights) の規定であったのと対照して、20世紀になってから、1919年にできたドイツのワイマール憲法によってはじめて規定せられたように、社会的・経済的権利、すなわち、生存権的権利の思想が確立せられた。20世紀に至って新しく加えられたこの人権は、国家が個人の社会的・経済的・文化的生活を完からしめる義務を負うことを意味するのである。つまり、国家は個人に対してその行動の自由を保障するだけでなく、更に進んで、社会的、経

済的、及び文化的にその生存を確保する義務を負うということである。これは、「人たるに値する生活」の保証という人権の新しい局面の主張であり、社会保証権という考えが新しく世界的に広まったのである。

その後、「世界人権宣言」の思想の背景となる諸々の人権の宣言は見られるのであるが、特にこの「世界人権宣言」の前提になるものとしては、1941年1月にルーズヴェルトが宣言した「4つの自由」(Four Freedoms)をあげることができるであろう。それは第二次世界大戦のさなかにあつて、武器貸与法に関し議会に提出した教書の中で4種の自由の確保の必要性を説いたのであるが、ルーズヴェルトのいった「4つの自由」とは、(1)宗教の自由、(2)言論の自由、(3)恐怖からの自由、(4)欠乏からの自由の4つであったことは余りにも有名である。はじめの2つの自由は自由権の人権の宣言に属する自由であり、「恐怖からの自由」は戦争の恐怖からの自由と独裁政治の恐怖からの自由という意味が含まれている点で重要であり、「欠乏からの自由」は経済上の生活権の保障を求める自由である。

「世界人権宣言」は以上のような人権宣言の歴史を背景として成立したものであった。はじめ、国連の事務局が世界中の憲法、声明、提案等を集めて最初の要綱を作成し、この要綱に基いて前文と44条から成る草案を作成し、討議、修正を経たものを人権委員会(委員長はルーズヴェルト夫人)に提出した。それを人権委員会では加盟国政府に送付して批判を求め、また、その他、多くの非政府団体の批判を求めた後、草案を書き改め、宣言文草案が最終的に出来上ってから再び国連加盟の各国政府に送って批判を求め、次いで経済社会理事會に回された。こうしたプロセスを経て、1948年12月10

日、第3回国連総会に提出され、総会の決議で満場一致で採択されたのである。この日、2加盟国の欠席を別として、出席した56の加盟国のうち、48か国がこの決議に賛成し、他の8か国(ソ連、白ロシア、ウクライナ、チェコスロヴァキア、ポーランド、ユーゴスラヴィア、サウジアラビア、南アフリカ連邦)も、棄権するにとどまって、反対した国は1か国もなかった(反対投票がない場合は満場一致とよばれる)。当時はベルリン封鎖問題などで、東西世界の対立が激化していたのであり、世界人権宣言の起草過程においても、共産主義諸国と西欧民主主義諸国とのあいだに激しい議論の対立があっただけに、この「世界人権宣言」の採択は画期的なこととして、世界中の人々よりその意義が注目されたのであった。西洋自由主義諸国と共産主義諸国との間にも「人権」に関する考え方においても、政治・経済体制においても、大きな相違があり、また、民族間の宗教上、倫理上、思想上の複雑な差異と対立の錯綜する中でこの「世界人権宣言」が成立したことは、人類の歴史において重大な出来事と云っていいであろう。

この「世界人権宣言」はいわゆる条約の形は取っていないのであって、世界各国がこの規則を法律的な規則として守らなければならないという義務はない。世界各国がそれぞれの国において、これを基準として人権を尊重すべきだということのよびかけであり、精神的、道徳的意義をもつものといっているであろう。そして、日本の新憲法はこの宣言と大体趣旨を同じくするものであることは今更いうまでもない。

「世界人権宣言」についての話が少し長くなったが、「キリスト教の精神にもとづき、自由にして敬虔なる学風を樹立し、国際的教養と民主的社會人としての良識とを有し、神と

人とに奉仕する良心的人材を養成する」ことを目的とするICUが、その目的の実現のために以上のような課題をもつ「世界人権宣言」の原則に先ず立つということを唱っていることには非常に大きな意義がある。それはこの大学の構想は早くも1900年頃から(日本において、あるいは、アメリカの宣教師たちの間で)はじまるとはいえ、(ICUの歴史参照)、現実に具体化したのは、第二次世界大戦後のことであり、非人間的な破壊と人権の蹂躪をほしのままにしたあの大战のあと、世界各国は和解と再建の道へと立ち直ろうとする気運がおこってきた。そうした中であって、今こそ、国際基督教大学を建設し、民主主義のよるべきキリスト教の精神に徹した指導者を育て、新しい日本の形成に積極的に貢献できる青年たちを育てよう、いや、新しい日本の形成のみならず、人類がひとしく尊びあえるような平和と正義の支配する新しい明日の世界を形成するために働けるような青年たちを育成しようということになった。こうした目的と理想とを担う大学を特に日本に創設することになったについては、この大学の構想が深い祈りをもって長年あたためられていたという大切な背景の外に、日本が原爆の最初の被災国だということに対して、アメリカの心あるキリスト者たちの、「悔恨の情と日本国民に対する善意とを具体的方法で示す道を講ずべきだ」(ジョン・マクレーン氏)というような謙虚な願いも一つの大きな要因であったといえよう。

こうした願いや目的にもられた明日の人類のあるべき姿は、そのままに世界人権宣言によって表明されているといっても過言ではないであろう。その「前文」の一部を思い出してみよう。

「この世界に自由と正義と平和を確立するためには、人類

社会のすべての構成員が生れながらにして尊厳なものであり、かつ、だれしものがひとしく他人に譲りわたすべからざる権利をもっているということを承認しなければならない。人類の良心をふみにじった蛮行は、人権に対する無視および侮蔑から起ったのであり、さればこそ、人間が言論と信仰の自由を享有し、恐怖および欠乏から解放された世界を到来させることが、人間だれしもの最高の熱望として宣言された…」

ところで私どもがこの「世界人権宣言の原則にたつ」ということをICUの学生として宣誓するということは、このことを記した1枚の紙に署名するというだけで終ることではない。この原則は明日の人類社会形成の原則であり、目標であって、歴史に現実化された事実では決してないのであり、それはこの原則を支持し、それに立つことを決心した私どもが、その現実化のために働かねばならないことを意味する。この原則が実行される人類社会をつくり出してゆくために積極的に参加することが求められているのである。そして、この「世界人権宣言」を真に意義づけ、その精神を生きた力とするものこそキリスト教だと私は信じる。また、これを現実化してゆくための労苦にみちた長い闘いにたえうる忍耐強い実践力はキリスト教の信仰が養うものだと信じるものである。

新入生諸君がこれからICUの学生として学んでゆくプロセスにおいて、こうした人権思想の背景をなす諸々の思想や宗教、および、それらの運動を深く究明してゆく機会があるであろうし、異った社会体制が人権思想のどういう側面をどのような理念をもって現実化しようとしたものであり、どの側面に弱さを持つかをも科学的に研究する機会があるだろう。また、理念としてはすべて結構だと賛成しながらも、世界の

現実を眼をひらいて認識すればするほど、その現実化をはばむ障害の深刻さも理解してゆくことだろう。たとえば、インドのネルー首相はこの宣言に最も熱心に賛同する人であるが、インドでは「何人も教育をうける権利を有する」(第26条)は適用できない。全人口の約20%の人たちしか教育を受ける設備が今日のインドにはないからである(インド政府は5か年計画で就学児童を増やす計画を立てているが、経済的困難、人口の急増、教師養成の困難などのために前途はむずかしい)。「何人も衣食住、医療および必要な社会的施設…自己および自己の家族の健康と福利のために十分な生活水準を享有する権利…」(第25条)においても同様である。しかも、これはインドにかぎらず、アジア、アフリカ、中東、南アメリカ等、発展途上国のほとんどすべてにおいて発見する現実である。日本のような割合進んだ国にあっても、「世界人権宣言」ないし「憲法」の各条項はすべての国民に対して等しく実現されているとは決していえない。

こうした問題すべての解決をめざして、これらの国々の政局は激しく動きつつあり、新しい政治・経済・社会政策もいろいろに試みられつつあるとはいえ、いかに多くの未解決の課題が若い世代の肩になお残されていることであろう。ICUはそういう光栄ある、しかし、労苦にみちた道を積極的に選びとり、前向きに歩きつづけようとする青年の学園である。ICUはアメリカ圏にだけ属する大学では決してない。米ソ両体制がそれぞれに人権の尊重を誠実に追求している限り、その両体制をささえる理念や理論や実践方法やその成果を冷静に学び、検討し、それぞれの長短をよく見わけ、摂取すべきものは大胆に摂取し、賛成できない点は堂々と批判できる判断力と勇気とを持ちたいものである。

ICUの学生宣誓が次に「法を尊び」としているのは、「世界人権宣言」の原則を受けて主張しているものであることに特に注意を向けたい。私どもにはあらゆる意味で法を尊び、秩序を尊重する態度が必要である。戦後の若い人たちの中にはわれわれは自由なだから法律や規則などどうでもよいといった考えがあるが、それは誤った自由観であることは今更いうまでもない。バスを待つ行列に割りこんだ男に注意した青年にその男が暴力をふるったのをそばにいた人が黙っていないで、警察に届け出たというのが新聞記事になる世相である。遵法精神は合法的な社会を形成してゆく上にどうしてもお互いに守りあわねば、社会的正義や秩序を守ってゆくことはできない。

しかし、すべての実定法が正義に立っているとは限らない。それぞれの国にはいろいろの悪法がある。日本においても、つい終戦時にいたるまで、治安維持法や不敬罪などによって、いかに多くの善良な市民たちやすぐれた思想家たちが投獄されたかは忘れてはならないことである。また、明治33(1900)年にできた治安警察法第5条が婦人を未成年者や身体障害者と同じ扱いで政治に関係をもつことを禁じ政談演説を聞くことさえ許さないことに対して、平塚らいてう、市川房枝ら新婦人協会の婦人たちが大正7(1918)年に第5条修正運動をおこし、遂に衆議院を通過させるところまでこぎつけたことなども銘記されるべきことだろう。人類の歴史は多くの人々の血と労苦とによる闘いと努力とを通してある人たちを不当に差別し、苦しめてきたいろいろの悪法がだんだんに改良されてきたプロセスだったといってもいいだろう。インドの独立運動の指導者であったガンディーが多くのインド民衆とともにイギリス政府のおしつける不当な法律に対して反

対し、不服従運動をおこして逮捕され、裁判にかけられた時、ガンディーは裁判官（イギリス人）に対して次のようにいった。「私は法律を破ったのだから、『市民』としてはそれにふさわしい裁きを受けましょう。しかし『人間』としては、このような悪法を破ったことを誇りとします」と。すると、裁判官が「この悪法が改正された時、誰よりもまず喜ぶのは私でしょう」とガンディーに語ったということである。「法を尊ぶ」ということは、現行法を市民として尊ぶことは勿論大切であるが、それだけでなく、常にその法律が正義に立つものであるか、実定法の背後にある「自然法」にてらして、正しいかどうかを検討し、より正しいものに改良してゆくよう努力することこそ、真に「法を尊ぶ」ということの意味だと思ふ。ことにICUの学生宣誓においては、先ず「世界人権宣言」の原則に立つことをかかげているのであり、その宣言の原則に基いて「法を尊ぶ」ということは、その原則にてらして諸々の法律が正しいかどうかを判断してゆくことを意味する。私はICUの学生たちが、在学中も、卒業後も、日本国内の法にせよ、他国の法にせよ、あるいは、国際関係の法にせよ、あらゆる所ですべての人間の尊厳を保障するにふさわしい法が支配する社会（世界）となるよう世界の良心として積極的に働きつづけることのできる覚めた意識と実践力との持主であってほしいと願う。明日の世界はそういう人物をこそ求めているのではなからうか？

『大学の理念とICUの教育——新入生のために』
国際基督教大学オリエンテーション委員会(編)、1964年

われわれにとっての大学 ——ICU 1973 年度入学式記念講演——

皆様、御入学おめでとうございます。私どもの大学の仲間としてお加り下さいまして、これから皆様と御一緒に大学形成に共にあたれますことを、大変うれしく存じます。

今日は、今御紹介いただきましたように、われわれにとっての大学とは何かということに関して、三つほどの点についてお話申し上げたいと思います。

大学の自由、学問・思想の自由

第1に、大学の自由、あるいは、学問の自由(アカデミック・フリーダム)ということについて考えたいと思います。「自由」という問題を考えます場合、さきほど中内先生が、ルーズベルトの「4つの自由」ということをいわれましたが、その中に、恐怖からの自由とか、飢えからの自由とかいうことがあります。その場合は、「何々からの自由」という考え方、ないし、問題があります。警察力からの自由、国家権力からの自由というような、「何々からの自由」ということ

です。もう一つ、「何々への自由」ということがあります。宗教を信ずる自由とか、ある思想、あるいは、イデオロギーを信奉する自由とかいうことですね。今日、私は、主として「何々への自由」というような観点に重点をおいて、この第1の点としての大学の自由、学問の自由という問題を考えてみたいと思います。このような観点に立って自由の問題を考えます上に、一つの問題はリベラル・エデュケーション (Liberal Education) ということがあります。皆さんは国際基督教大学が、教養学部大学として、リベラル・エデュケーションに重点をおいているということは、ご存知なわけですし、そういうことをお考えになってこの大学を選び、お入りになったんだと思いますが、このリベラル・エデュケーション (そのことの全体を今お話する時間はございませんが) ということについて少し考えたいと思います。

リベラル・エデュケーションの一つの重要な点は、私どもの意識が、心が、リベラライズされる、開かれる、自由にされるという意味があるわけですね。私たちが閉された意識から開かれた意識へ、閉じた、閉鎖的な社会 (closed society) から、開かれた社会 (open society) へ、解き放たれるという問題です。価値観とか物の考え方、生活様式、その他すべてにおいて、閉鎖的な、排他的なものの考え方や社会から、開かれた価値観・人生観・社会観にむかって開かれてゆく。そういうリベラライズされる、私どもの心が、精神が、ものの考え方が解き放たれるということが、リベラル・エデュケーションの基本的な課題だと私は思います。自分の信じている価値観、それはいろいろな思想、宗教あるいは、イデオロギーとして各人が持っていると思うのですが、自分にとって大切

だと思う価値観に私どもは熱心に固執します。と同時に、自分の考え方とはちがう価値観 (value concept)、ちがう考えに立っている人々に対して、寛容に開かれてあるということは非常にむづかしいことです。しかしリベラル・エデュケーションにおいては、私どもが開かれた人間になるという大変むづかしい問題を、基本的な課題としていると思います。先ほど篠遠先生からも、ICUはキリスト教主義の大学である、キリスト教を基盤にしている大学だということについての話がありましたが、キリスト教において、自由とは、自分の罪からの解放、罪から解き放たれること、自己中心的な、自己を神 (絶対) とする閉鎖的な自己主張から解き放たれる、ということ、基本的な重要な課題としていると思います。そのことはリベラル・エデュケーションの課題に最も根底的な基盤を与えるものだと思います。私どもが、学問の自由、大学の自由 (academic freedom) ということを考えます場合に、私ども自身がリベラライズされるという課題を負ってここに立っているということが基本的に重要な問題だと思うのです。

リベラル・エデュケーションのもう一つの重要な課題は、既成の知識の切り売りの教育ではなくて、「いかに学ぶかを学ぶ」ことであり、出来上がった理論体系を学ぶだけではなくて、自分自身で原理的にものごとを考えることが出来、更に新しい理論を生み出すことの出来る自由をもった人間の育成という問題があると思います。

私どもは今日、知識の爆発的に増大する状況の中におります。私のような世代のものの子供時代と、皆さんの中学校・高校時代とでは、学校で学ばなければならない知識の量には大変な違いがあると思います。皆さんは私どもが皆さんの年

齡の頃よりもずっと物知りだと思います。このように、知識の量がどんどん増えていく。そういう状況にあって、今習っていることが皆さんが社会に出られた頃にはもう役に立たなくなっているかもしれない。勿論、大学では、そういう変化してゆく面だけではなく人類の文化的遺産の継承という意味で、永遠に重要な意義をもつ理念や理論を学ぶことはいまでもありませんが、今日、私どもが大学で学ぶということは、既成の知識を学び、覚えればよいということに止まらない。「いかに学ぶかを学ぶ」(learn how to learn)ということが大切だと思うのです。何を覚えるかではなくて、どのような新しい状況においても、どのように複雑な問題のからみ合った状況においても、常にそこにおいて、原理的にものが考えられる自由、そして人から与えられた理論を、後生大事に守って、それによりかかって生きていくのではなくて、複雑な現実から常に新しく理論体系をつくり出してゆける人間、そして多様な価値を総合することのできる人間、そういう意味での総合力、創造的自由を豊かに備えた人間であることが求められると思います。理論を覚えるのではなくて、理論を生み出していける人間、そういう自由が、今日私どもに求められていることだろうと思うのです。ですから、私たちはこういった知識の爆発的に増大する時代、コンピューター時代、情報化時代、宇宙時代などといわれるような状況の中で、歯車の一つになるのではなくて、全体を見通すことの出来る人間、創造的に自分で考え、多様な相矛盾する諸要素を総合し、体系づけ、そして明日への道を切り開いてゆける能力、そういう自由さが、「学問の自由」ということにおいて基本的には求められていることの一つだと思います。この大学では interdisciplinary ということをよくいいます。日本語では「学

際」というような訳をつける人もありますが、狭い専門分野のことしかわからない「専門バカ」ではなくて、特定の専門の立場に根拠をもちながら、常に他の学問分野に向って開かれている、他の学問分野の問題について常に関心を持っている、そしてその境界線上に生きた対話が持ちうる、更に、そのことにおいて自分の専門の分野がより深められ、より高められていくというような意味でのinterdisciplinaryな関心に本学が強調点をおくのも、実は今申し上げたような問題に深くつながっていると思います。そういう意味での自由さということが大事だと思います。

もう一つの問題は、学問の自由、思想の自由という問題です。大学の自由の問題について、今、私はリベラライズされること、および、理論を生み出す力、総合する力、というような自由さをもつことの二つをあげたのですが、もう一つ、学問の自由、思想の自由、という問題について考えたいと思います。

私どもの大学がキリスト教に立つ大学だということは、大学の自由という観点から考えてどういうことを意味するか？キリスト教に立っているからキリスト教的社会学とか、キリスト教的政治学とかいうものをやらなくちゃならないのか、と思う人があるかもしれませんが、そんなことはナンセンスです。そうではなくて、キリスト教に立っているから、何ものをも自由に学べる、キリスト教に立っているからすべてのものを対象化して自由に学ぶことが出来ると私は考えています。マルキシズムであれ、マオイズムであれ、なんでも私どもは学ぶ自由をもっている。しかしそれは常に批判的な目をもって学ぶことだと思います。この大学は、どのような思想も、どのような理論も、誰に遠慮なく自由に研究するこ

との出来る場だ、キリスト教を基盤としているから自由なの
だということを、私は、まず確認したいと思います。しかし、
そういう自由、学問・思想の自由ということは、自分の考
えている理論、あるいは、学問的、または、イデオロギーの立
場を絶対化することであってはならないと思います。私ども
は常に自分と違う考え方に対して開かれていなければなら
ない。理論は一つの仮説にすぎない、それは誤っているかもし
れない、決して最後の究極的な答えではないという一つの保
留を常に持つことが大切だと思います。謙虚な保留を堅持で
きるかどうかということが私たちにとって求められている非
常に重要な問題だと思うのです。私たち大学人は、教師も学
生も、さきほど、篠遠先生も仰言いましたように、ただ教え
るという教師ではなく、共に学ぶ仲間だと思うのです。私ど
もは共に真理の探究者だということですね。何が真理である
か、それぞれの学問分野において、また、一個の人間として
私どもは問う存在である。教師も学生も、究極の真理を把持
しているものはいない、みんな共通に真理を追求してゆく、
真理の探求者の群れだと思います。そうした真理探求者の共
同体としての精神がどこまで堅持し、守れるかということが
が、実は今日、私どもの大学が直面する非常に重要な問題だ
ろうと思います。大学においては、だれも絶対的な真理の把
握者ではないという意味で大学は多元主義の社会だといっ
ていいのではないかと思います。多元主義ということは安易に
つかうことには問題があると思います。日本の精神的土壌は
雑居的だ、無構造の精神的雑居性というようなことがいわれ
ます。何でもよい主義の御都合主義的な多元主義ということ
は、日本の思想状況にはあると思いますが、私が今、大学は
多元主義の社会だという場合、そういう意味でいっているの

ではありません。一つの立場、一つの理念を絶対化しない、自らの理論は一つの仮説にすぎず、誤っているかもしれない、という謙虚な自己抑制をもち、自分と異なる理論的立場に対して、そこにも真理があるかもしれないという、他者の立場を尊重する精神で、それに耳を傾げることの出来る人間であること、そういう意味で大学は多元主義の社会だと私は思います。そして、それはまた、寛容の精神につながると思うのです。大学において、真の寛容ということは大切だと思います。また、この場合も、どうしてもいい寛容ではなくて、一つの思想的立場、あるいは理論的立場に自分がこれほど熱心に固執するがゆえに、他の人もまたその立場に対してそうであろうという理解をもち、それを尊重することだと思います。自分は正しいと思っているが、しかし、誤っているかもしれないという保留をいつも自らにおいてもっていることは、私どもを寛容にさせる。私は大学というところはこのような意味での寛容の精神に支えられた、多元主義の社会、真理探究のプロセスにあるものたちの共同体だと考えます。こうした多元主義、寛容を基盤にすることなしに、本当の学問の自由、大学の自由ということはありえないと思うのです。大学における学問・思想の自由ということは、勿論、異った立場が無関係に併存しているということではなくて、真理探求者の群れとしての問題の投げかけあい、健康な批判精神をもった切磋琢磨が必要だと思います。しかし、それは一つの立場が他の立場を粉砕するというような、思想の殲滅戦的方法によってではなく、寛容の精神に基づく対話、価値観の交流が必要だと思う次第です。

そしてこの「自由」は実は非常に脆いものです。一人の人間の行動によっても、それは簡単にこわれてしまうような

ものです。理念として自由ということをお口にすることは簡単ですが、しかし、それを本当に守り抜くということは大変なことですね。その脆さ、大学の自由、学問・思想の自由は非常に脆いものなのだということを私たちは肝に銘じて知っていなければならない。そしてそれを守る責任が私共一人一人にあるということをお互いに覚えたいと思います。その責任ということをおもう一歩進めて考えますと、大学においてはどのような思想的立場、理論的立場も許されるが、この大学の自由、学問の自由の原理をおく否定することは容認されないという問題があると思います。このことは重要な問題だと思ひます。どのような思想的、学問的立場も許される。その故に、その自由の原理、その学問の自由、大学の自由の精神をお否定する思想は許されないということは、大学の自由を守ってゆく上に無視することのできない大切な問題だと思ひます。国際基督教大学の初代の学長でいらした湯浅八郎先生より先ほど御挨拶がありましたがお、当時この大学の副学長で教養学部長をお兼ねておられたトロイヤー先生 (Maurice E. Troyer) という、アメリカから来ておられた優れた教育者がいらっしやいました。当時私はまだ若い助教授であった時代ですが、大学の自由というようにおよく話し合っただことがあるのですが、その自由をお否定する立場は容認されないということをお Dr. トロイヤーは繰り返しいわれたことが印象深く残っております。もう 70 才の老人になられておられますが、最近久々に、旅行の途上、東京に寄られ、ICU に数日来ておられたのですが、その時、私はトロイヤー先生に、この、いろいろ大学の激動する中で、昔、トロイヤー先生が、大学における寛容の精神、学問の自由、アカデミック・フリーダムの原理をお教育理念として強調すると共に、それを否定する立場は、許

されないといわれたことは、私には非常に大きな意味をもった。当時はただ単にそういう意見として聞いていたが、それはその後十数年の間に、いろいろの様相を呈して揺れ動いてきた大学の激動の中で私の考えを支え、方向づける力となってきたということを申し上げました。その時トロイヤー先生はこんなことを言われました。あなたがもっとももっと若かったころのことだが、自分は学務副学長としてのこの大学での仕事に行き詰まって苦しんでいたことがあった。その頃、あなたが私の部屋に入ってきて、「あなたはこの大学の日本人の同僚が信じられなくなっているのではありませんか?」と言った。それは自分にとっての一つの衝撃だった。そして自分は考えた。もしも自分がここで、大学に共に働く同僚を信ずることが出来なくなっているとしたら、自分は何故ここにいるのだろうか? 自分がここで教育にたずさわっているという意味はなくなってしまうと思った。そのことは自分にとって大きな意味を持った。そして「あなたはそのことを覚えていますか?」といわれました。私はそんなこと全然覚えていないんですね。私はいつも何でも思ったことをズケズケと人にいう人間で、しかもいったあと忘れてしまうことが多くって恐縮なのですが、そういうことを申し上げたことを覚えていませんでした。しかしトロイヤー先生は、一人の若造がいったこともこういう風に何年も覚えていて下さるような教育者なのですが、それだけではなく、実はその言葉を逆に今日トロイヤー先生から自分は投げかけられているのだと私は考えました。大学の激動の中で、寛容の精神を尊重し、大学の自由、学問の自由を守ろうとすること、そしてその原理を否定する立場は容認されえないということを混沌とした複雑な歴史の現実の中で見きわめて行動するということは、

大変むつかしいことです。そして、考え方や行動様式の異なる同僚の教師や学生たちを本当に信ずるのかという問題は、私たちにとっての非常にむつかしい、しかし、根本的な問いかけだと思います。大学の自由ということはそういう問題を含んでいると思うのです。こうしてお話していると、大学の自由、学問の自由ということは、単なる一つの言葉であり、概念にすぎませんが、具体的な歴史の歩みの中をたどる中で、そういう問題のむつかしさにゆき悩み、苦しみぬくことがありますし、またそういう現実にあって、一つのそういう言葉、考え方が、非常な意味をもって私共をささえ、耐えて立つことを得しめてくれることがあります。

これから皆さんは、ICUにおける大学形成に加わって下さる一人一人として、そういう問題をおそらく身をもって体験してゆかれるだろうと思います。この脆い「自由」をどういう風に皆がお互いに守り合えるか、一人一人が具体的にそれを守ることなしには、この大学の自由、学問の自由ということは、それは単なる空虚なスローガンに終るでしょう。この問題は教師にとっても学生にとっても、この大学を形成してゆく、構成員としての一人一人の思想と行動の問題であり、生活全体にかかわる問題だといってもいいと思います。

社会正義の実現と新しい偶像崇拜の問題

第2に、社会正義実現の課題と、新しい偶像崇拜という問題について考えたいと思います。今日私たちが身をおいている社会は、人間が本当に人間らしくあるという観点より考えますとき、多くの矛盾、社会悪を含んでおります。先に中内先生からもご説明がありました国連の「世界人権宣言」は、

皆さんにもよく読んでいただきたいと思いますが、非常に立派な内容です。ルーズヴェルト夫人を委員長とする人権委員会が、世界各国の憲法や人権に関する異なった思想を総合しながら、また、各国の政府や諸機関の批判や意見をとり入れながら、非常な苦労を重ねて作成したもので、1948年12月10日の第3回国連総会の決議で満場一致で採択されたものです。しかしこれらのあらゆる条項が世界のあらゆるところで守られているということではありませんね。むしろそうありたいと願う問題である場合も多々あります。道徳的よびかけであって、法的拘束力はもっていません。また、その条件もととのっているとはいえないでしょう。たとえば「何人も教育をうける権利を有する」(第26条)といっても、今日インドにおいて、教育をうけている人達の数是非常に限定されています。大人まで含めると、まだ20%か30%しか教育をうけていない。それはその国の人口問題、経済問題にも深くつながっていて一挙に解決をつけることの出来ない問題を含んでいます。そして、こうした国連の人権宣言がどのように各国の憲法を拘束する力になることが出来るか、そうならなければあんな人権宣言は本当には意味をもたないわけですが、それは貧困や富の不平等分配など経済的な問題、政治的な差別の問題など、多様な問題と連関しているでしょう。そういう意味で、大学人としての私たちは常に社会正義の実現に対して大きな責任をもっていると思いますし、皆さんも一人一人そういう問題に大きな関心をもっておられることと思います。今日、私どもは社会正義の問題に無関心なような人間ではありえない。過去において大学のことを「象牙の塔」ということばで表現したことがありました。それは、大学というところは、社会の問題も、この世のこともすべて忘れて、

学問に専念するところだという考えですね。他方、こうした「象牙の塔」的大学観に対する批判的観点から、大学も社会の一部だ、社会が闘争の場 (battle ground) であれば、大学も闘争の場だ、という考え方が特に戦後強くなってきました。戦争が起ったことも知らずに研究に専念していたというような学者が尊ばれた、象牙の塔的大学観はまちがっていると私は思います。大学は社会から自由ではない。大学人は皆一社会の構成員として社会の矛盾の中にまきこまれていますし、大学自体も社会問題の中に巻き込まれているわけで、社会から隔絶して存在するものではない。しかし、それと同時に、大学は単なる社会の一部ではない。象牙の塔というようなことばが適当とは思いませんが、やはり社会の現実を超越している面がある。社会の中に内在化してまきこまれている要素と、それを超越している要素、その緊張関係の中に大学というところはあると思うのです。大学は、そして、大学人は、社会の矛盾をひしひしと受けとめなければならない。そのことに対して無関心であってはならない。無関心 (apathy) ということは一番こわいことです。しかし関心をもつということは、そのままそこに手ばなしで社会にまきこまれているままでいることではない。大学は社会からある距離をおいて超越するという要素をもっている。まきこまれていながら、超越している。社会の問題を受けとめながら、一步退いてその問題を基本的、原理的に検討する場所、そこにどういう問題があるかということを経験的、科学的に研究する場所が大学である。しかも、それは単に、研究のための研究、ということではなくて、今日の社会矛盾をどう解決するかという関心をもって研究するのであり、明日の社会をどういう方向に向って革新していけばよいか、何をどう克服して新しい明日

の社会をつくり出すのかというビジョン、理論やプログラムを用意しなければならない。こうした問題の解明の方法と方向を私たちは常に問い求めていく。こういう課題を大学は負っているのであって、こうした責任を果すことなしに大学人は明日の社会に対して指導力(推進力)ではありえないでしょう。

左翼理論家で九州大学の教授をされていたある社会学者が大分前になりますが、ある総合雑誌に書かれた文章を興味深く読んだことがあります。正確な表現は忘れましたが、その中に次のような内容のことが書かれていました。自分が大学で学んでいたところに多くの学友が社会実践につき進んで行った、そのとき自分はどうもよくわからないことがあって、もう少しよく勉強し、考えてからでなくては動けなくて、実践活動になかなか入れなかった。そういう自分は社会実践につき進む活動家たちからは、意気地なしのように、無責任のようになされた。ところが、何十年かたった今は、そのころの実践家の一人は天理教の宣伝部長になっている、そしてその頃、図書館で本を読み社会矛盾について考え、思いなやんでいた自分が今は、理論家として左翼陣営の一番左に立っていることを思い、感慨無量だというようなことだったと記憶しています。この教授のこのお話は私共に学生時代の研究と実践ということについて大切な問題を示唆するように思います。私は、大学というところは、わからないことはわからないとはっきり自らに言ってもいい、わかったような顔をしなくて、わからないことがわかるように学び、考え、追求する場所だと思います。わからないことがわかるまで問いぬいていく研究の場所であることが必要だと思います。そのことが、実践を、他動的、一時的なものではなくて、自らの確信

に基づくものとなし、また、社会矛盾の分析、その解決方法などに関する十分な用意をととのえさせることになると思います。

次に、社会悪の克服、社会正義の実現という問題との関連において、イデオロギーの絶対化、あるいは偶像化という問題について考えたいと思います。ところで、イデオロギーという場合、私は、ある特定のイデオロギーを意味しているではありません。私どもはすべて何かのイデオロギーをもっている。私どもはみなある意味で政治・社会問題にかかわっており、また、ある行動をする、あるいは、しないということを通して何らかのイデオロギー的にかかわりの中にあるわけであって、イデオロギーから自由な人間はありえないと思います。そこで、どのようなイデオロギー的立場に立つにせよ、特定のイデオロギー、特定の社会理論、あるいは特定の社会問題の分析方法、解決の方法のみを絶対的なものとするに対する警戒が、私は大学において非常に必要だと考えます。一つの解決法、一つのイデオロギー、一つのイデオロギー的立場は一つの仮説にすぎない、複雑な現状を分析するための一つの仮説なんだ、それはまちがっているかもしれないという保留が大切だと思います。私共のたてる仮説は常に修正されていかなければならない。そういう謙虚な、抑制された、そして、開かれた立場が社会問題を考える場合にも重要だろうと私は思います。そういう意味において、一つの理論的立場、一つの仮説、一つのイデオロギーを絶対化すること、それは私は新しい偶像崇拜だといってもいいように思います。日本で昔からあった偶像崇拜には、大きな岩や木にしめなわをはっておがんだり、狐のような動物を神様としてお稲荷さんにまつたり、あるいは、皇帝崇拜など、いろいろありま

したが、迷信的な偶像崇拜は、もう100年も前に日本のキリスト者たちも、近代合理主義者たちもその克服に努めてきました。しかし今日私どもがもっとも関心をもって警戒しなければならないのは、そういう偶像崇拜ではなくて、自分の理論、自分の立場を絶対化する新しい偶像崇拜ではないかと思えます。私は、そういう偶像崇拜から自らをどう守るか、それからどう自由であるか、ということは今日の大学人にとって非常に大事な思想的課題だと思えます。学生時代の英雄的なラディカリストが、卒業すると途端に大会社のモーレッツ社員に転換するというような、安易な転向をする人であってほしくない。ほんとうに社会悪に関心があるならば、それは一生涯をかけて取り組むべき課題なわけですね。一生涯その問題をほんとうに誠実に問いぬけるという真摯さでの社会的関心であるかどうか。大学というところは、理性の支配する場であって、先ほどもいったように、その自由は弱いものです。それは、ちょっとした力で容易にこわされるような脆いものです。そういうところで英雄的なラディカリストであることは難しいこととは思いません。だれにもできることかもしれません。しかし、社会の現実、社会の矛盾は簡単に解決できるような、なまやさしいものではない。そこで社会悪の克服、社会正義の実現を目指して忍耐強く働きぬける強靱な精神とさめた理論と実践力をそなえた人間であることが最も大切なことでしょう。社会革新という大変難しい問題との取り組みにおいて、人類^{つらだましい}的視点からの展望をもち、いいかげんなことでくじけない面魂をもった人物をどう育てることができるとか、そういうことが私どもの大学の使命であり、課題だと思えます。

先ほども国連の人権宣言のことにいささかふれましたが、

インド人の人権を奪うイギリスの不当な植民地支配のもとにあって、インドの独立運動の指導者、ガンディーがイギリス植民地政策の一環としての悪法に対する不服従の運動をおこしたことは周知のことですが、こうした抵抗運動によってつかまって、裁かれることになった時、イギリスの裁判官の前でガンディーはこういうことを言っています。「私は市民としては、法律を破ったのですから、それにふさわしい裁きを受けましょう。しかし、人間としては、この法律は悪法だと思えますから、それを破ったことを誇ります」と。そうするとイギリス人の裁判官が、「私もこの法律は悪法だと思えます。この法律がなくなった時に誰よりも先ず喜ぶのは私でしょう」といっています。裁判官をして、その裁かれる者、白洲にすわっているガンディーに対してこういわせるだけの人間的、精神的インパクトをガンディーは持っていた。インド人の人権が守られるためのガンディーの闘いは非暴力の抵抗の方法で一貫していました。彼は、イギリスからの独立運動において、イギリス人の髪の毛一本も傷つけてはならないとインド人の仲間にも命じました。自ら苦しみを受けながらも、暴力を決して用いないで解放運動を推進しました。その非暴力という場合、ただ単に物質的暴力を用いないだけではなくて、精神的暴力、即ち、憎しみをも決して伴ってはならないともしました。物質的暴力も精神的暴力も用いてはならない。物心両面における非暴力をもって、政治的解放——社会正義を実現する闘いを推進し、ガンディーはめざましい成果をあげたわけです。ラインホルド・ニーバーというアメリカのある政治思想家が、アジアの宗教的指導者であるガンディーが非暴力の抵抗運動という、政治運動において、かつて見ない方法をもって、西洋のどのような政治学の理論家も

指導者もできなかつたようなめざましい成果をあげたことは注目に値するといっています。ニーバーは、あらゆる社会闘争において、どの党派も他の党派の悪に気をうばわれて、自分の悪を見ることが出来なくなる。また、暴力は十倍の憎しみ、復讐心となってかえってくる。しかし、ガンディーの示した非暴力の冷静さはこうした怨恨を最少限にとどめ、残酷さをやわらげる大切な方法だともいっています。社会正義実現のために生涯をかけてコミットしていったガンディーの精神とその方法は、今日の私共に大切な問題を示唆するものだと思います。

人類社会への貢献の課題

第3に、私は人類社会に貢献する人間、人類社会のつくりかえ (Re-creation) に参加し貢献する人間が求められているという問題について考えたいと思います。ICUが国際性を強調し、国際社会、人類の平和、福祉に貢献する人をつくりたいとねがっていることについては、先ほど篠遠先生も申され、また要覧などにもいろいろ書かれているところです。入学するみなさんの中には、ICUに入って英語も勉強し、将来は国連とかユネスコとかその他の国際機関で働きたい、国際人になりたい、そういった関心をもっている方々があるでしょうね。最近はしませんが、2、3年前までは、入学試験にインタビューをしました。そういうときに、よくみなさんは、英語を勉強し、国際的教養を身につけて国際社会で働きたいといっていました。しかし、この今日の国際社会において、ほんとうに貢献するということはどういうことでしょうか？ 英語が話せればそれで国際人であるということではありませ

んね。外国人と少しつきあって話ができたら国際人か、そうではないですね。そういう甘い国際性で今日の国際社会で役立てるようなものではないわけです。今日の世界は非常に大きなつくりかえの状況にあります。アジアでは、第二次世界大戦後、多くの国々が独立を獲得しましたが、アフリカなどでは、東京の人口の半分にもならないような、500万人か600万人ぐらいの、人口を擁した小さな独立国がいくつも生れてきていますね。国連総会に一票をもつ国の数は刻々にふえているわけです。また、人権意識が世界のすみずみにまで浸透し、人間の尊厳のために貧困や無知の中から人々は立ち上がりつつあります。政治的、経済的独立を獲得するための闘いや、人種差別撤廃のための闘いも、アフリカ、ラテン・アメリカなどにはさかんにおこってきています。アジア、アフリカ、ラテン・アメリカなどのいわゆる旧植民地諸国と西洋諸国との間の関係も大きく変りつつあります。白人の政治的な支配から独立しても経済的な支配がまだ強くおよんでいる。そういう現実における経済関係を変えようとする運動もあり、また、人種差別との戦いをしている人たちも非常に多いです。こういう問題全体を含めて、今日は、世界全体が新しくつくりかえられようとする、激動の中にあるといってもいいように思います。そして、今日私たちが国際社会で貢献するということは、地球のすみずみまで人権の尊重が自覚的となり、それぞれの民族(エスニック・グループ)が政治的、文化的市民権を主張しつつあり、世界の民族、国家の新しい関係がどのように生み出されてゆくかが問題となってきています。そして世界の構造、政治・経済・文化の全体的構造がつくりかえられようとする時代です。こうした世界のつくりかえにどのようなヴィジョン(vision)をもって貢献するかとい

うことが、今日求められている国際性ということだと思います。今日はある意味で、文化的多元主義の時代だというようなこともいわれますが、かつて西洋の文化が唯一の価値であると考えられたような時代はもう終ろうとしている。そしてどのようにおくれたように見えても、それぞれの民族がもっている文化・思想・宗教、そういうものが新しい意味で市民権を世界に求めている。そういう意味での多元主義の時代に、どのように建設的、創造的に対応出来るかが、20世紀から21世紀にかけての課題だろうと考えられます。こうしたダイナミックな、大きな変動期にある国際社会の中で、私どもがほんとうに貢献することのできる人間であるということは、先ず、そういった異なった歴史と文化、異なった思想、異なった価値体系をもっている人たちの心の中の悲しみや喜びがほんとうにわかり、その人たちの苦闘している問題や彼らの負っている重荷がなんであるかということがほんとうにわかる人間になることだと思います。そういう人間になるということは、単に根なし草のユニバーサリスト、無性格な国際人であることで果たせることではないでしょう。それは私たちが自分自身の母国である日本の文化、日本の思想、そして、日本の社会の矛盾などがほんとうにわかる人間であることが求められることでしょう。日本の文化、日本人の精神構造の中にある特殊主義的な要素（英語でいえば particularism）、大東亜共栄圏の思想で世界を支配しようというようなことを第二次世界大戦中に考えた指導者たちがいましたが、こうした考えに例をみるような、特殊的な価値を絶対化しようとする排他的な自己主義的な要素があると共に、日本の文化・思想の中には、もっと人類的な普遍的な価値につながる要素もあるでしょうね。そういうものをきめ細かく見きわめ

ながら、日本人として日本の文化、思想がその独自性を保ちながら人類的な価値にむかって開かれていくということを追求するものでありたい。それは、私共一人一人の思想と行動にかかわる課題でもあると思います。日本の文化、日本の思想を十分に理解し、その内包する問題を負って、この国の精神的土壌の中で生きる者でなくて、どうして、よその国の文化がわかるのでしょうか？ 私たちは、まずほんとうの日本人であることにおいて、まさにほんとうに国際人でありうる、他の国の人々の文化が内側から理解できる人間になれるということなのではないかと考えさせられます。また日本の社会の矛盾や問題に関心をもちそれに責任をとる労苦をしていることなしに、よその国の社会矛盾解決に貢献できる人間がどうしてできるのでしょうか？ また、一つの国の問題にほんとうに責任をもってとりくむということを通して、一つの国のかかえる問題は世界各国の協力なしには解決できないことを学ぶでしょうし、弱い国、小さい国を助けるような協力の仕方は何かという国際的協力の基本的な問題にも直面してゆくことでしょう。このあいだも国連のリクルートメント・オフィスの責任者の方がみえまして、かつて私のアドバイザーで国連で働いているあるICUの卒業生は非常にいい。あのような人たちをもっと選び出して推薦してほしいとたのまれました。たしかにICUの卒業生で国際機関でいい働きをしている人たちが多くは事実です。国連だけでなく、ユネスコにおいても、その他の国際機関においても、たいへん重要な働きをしています。国際機関で働く日本人の中でICUの卒業生の数はたしかに一番多いといわれていますね。しかし、それと共に、私共が人類に貢献する生き方をすること、必ずしも国際機関に働くことだけではないと思いま

す。ICUの卒業生の中には日本の農村や山村の中学校や高校の先生になったり、伝道している人たちや、労働者の中で働いている人など、草の根にわけ入って働いている人たちが幾人もいます。そこにおいてほんとうに人類的に思想し、行動するということが、そして、人類的な価値を生きる人々を日本の草の根にあって育成しようとする、これは地味ですが、非常に重要な国際性、人類的課題につながることで私は思います。外国に出てゆくことだけがICUの国際性ではない、むしろ日本のふところの中で、人類の問題を考え、人類的課題を担う人間であること、また国連のような、あるいはユネスコのようなところで働きながら、実はアジアの民衆の悩みをそこで代弁し、アジアの土着的な文化の重要性を考え、そうした文化が普遍的な価値へと開花され、人類に貢献するものとなるよう道づけをすること、これらは同様に大切な人類的課題につながる生き方だといえましょう。ICUで私どもが強調する国際性ということは、こういう問題ではないかと私は考えるものです。ICUの寮では一つの部屋に日本人とアメリカ人と韓国人とが住むということがありましたが、あるとき、私のアドヴァイジーだった学生がこんなことを話しました。昨夜、自分の寮の部屋で夜通し議論した。それは自分が同室のアメリカ人に対して、あなた達アメリカ人は、なんとなく日本人に優越感をもっている。けしからんじゃないか、といった。そうすると、同室の韓国の学生が、何をいっているんだ、あなた達日本人こそ、私たち韓国人に対していつも優越感をもって対しているといった。そんなことから三人か四人で夜通し民族間の優越感とか劣等感とかいうようなことについて朝まで激論しあった、というのです。くたくたになりましたが、こんなにすばらしい人間的ふれあいを持つ

たことは、生まれてはじめてでした、とその学生はっていました。ICUでいろいろな国の学生たちがおりますが、みなさんが単に英語の会話の勉強に外国人学生を相手に話してみるなどというようないいかげんな交わり方でこの大学での国際的環境が取り扱われるとしたらそれは全く不幸であり、残念だと思えます。この大学で出会う外国の学生たちとほんとうに心と心でふれあい、そしてその人たちの心の深みにある苦しみや喜びや悲しみを理解できる人になる、またそういう人に出会うことを通して、私どもの考え方の中にある、克服されなければならない誤りや偏見などの問題を発見する。異なった歴史、文化、社会を背景とする人たちとの人間的、人格的出会いを通して互いに新たにされるということであり、共に人類の問題を負うとはどういうことかということ学ぶのだと思えます。ICUの国際性ということはそういったきびしさをもって私たちにチャレンジしていると思えます。もう時間がまいりましたから、おわりたいと思えますが、この大学に入って私共の仲間になってくださった皆さんが、先ほどいったような意味でのリベラライズされた人であることの意味を考え、壊れやすい、もろい大学の「自由」をほんとうに大切にすることのきびしさを共にわかちあう仲間となっていたきたい。社会の悪を克服し、社会正義の実現の問題を一生涯をかけて真摯に追求し、負いぬける骨のある人間を自らの中に用意して行ってほしい。そして、ゆき悩み、苦闘する世界の人々と共に、世界のつくりかえに本当の意味で貢献できるような国際的な、人類的な課題を謙虚に学び、その問題に責任のとれる人間に成長していただきたい。そういった問題をこれからの学園生活を通して、教師も学生も共に考え、問いあい、学びあってゆくわれわれでありたいとね

がっています。みなさん一人一人がそういった課題にかかわり、コミットし、いっしょに苦しんでくださることによって、われわれにとっての大学が、ほんとうに生きた大学になると思います。これから始まる皆さんの大学生活が豊かな実りあるものとなりますように。

『学生生活について』国際基督教大学学生部発行、1973年

著者略歴

武田 清子 (本名 長 清子)

1917年生まれ。神戸女学院大学部、オリヴェット大学、コロンビア大学、ユニオン神学校に学び、R. ニーバー、P. ティリッヒに師事。文学博士(東京大学)。

国際基督教大学教授、同教養学部長、大学院部長、アジア文化研究所長などをつとめ、現在、同名誉教授・理事・評議員、専攻は思想史。世界教会協議会(WCC)元会長、UBCHEA元理事、現評議員ほか。

著書に『人間観の相剋』(弘文堂)、『土着と背教』(新教出版社)、『正統と異端のあいだ』(東大出版会)、『天皇観の相剋』(岩波書店)、『わたしたちと世界』(同)、『日本リベラリズムの稜線』(同)、『戦後デモクラシーの源流』(同)ほか。編著に『思想史の方法と対象』(創文社)、『日本文化のかくれた形[かた]』(岩波書店)ほか。

This publication is authorized by the Academic Senate
on April 11, 2002.

ISSUES OF ICU
Volume 2
ICU と世界人権宣言

Date of Publication: March 14, 2003

発行日：2003年3月14日

Published by
International Christian University
3-10-2 Osawa, Mitaka-shi, Tokyo
181-8585, Japan

発行所：国際基督教大学
東京都三鷹市大沢 3-10-2
Phone: 0422(33)3005

Printed by: Sanko Printing, Co.Ltd.
3-1-10 Sakai, Musashino-shi, Tokyo
180-0022, Japan

印刷所：(株)三幸印刷
東京都武蔵野市境 3-1-10
Phone: 0422(52)1133

